

CASA新聞

発行

株式会社カーザミカワ

岡崎本社

☎0564-24-2511

岡崎市吹矢町8番地

豊田営業所

☎0565-28-3891

豊田市豊栄町6丁目1番地

実需低迷で価格転嫁進まず

今後も配送料上昇も 名古屋の木材商況

名古屋地区内では住宅需要の低迷で、供給側が思うような価格転嫁が進んでいない。このため、大型連休中もプレカット工場の稼働は少ない。4月は様子見気配だったが、5月以降は国産材、外材双方で2024年問題を受けた配送料上昇も予想されている。

製材工場の原木の手持りが少なく、実需次第では国産材原価が上昇に転じる可能性がある。指摘する原木市場関係者もいる。ただ、大手市場は「材価低迷から積極的な集荷の呼びかけは難しい」と話し、産地市場浜間屋は役物取りの集荷減を危惧している。

国産材製品は弱含み。流通関係者は、流通在庫が増えて採算の悪化を指摘する。役物製品を挽く工場は、コスト高に見合った価格転嫁ができていないという。また、今後想定されるウッド製品の代替需要は、樹種ではなく価格が重視されそうだ。

欧州材製品は、決算月には手当を控える動きが目立ったが、4月は持ち直しの傾向を示している。ウッド製品は間柱や集成管柱で不足が続く。集成管柱は杉集成管柱や松ムク

柱への移行が懸念されている。値上がり幅が小幅にとどまるRウッド流通平角について、流通関係者は「値上げを続けたいが、5月の値上げは難しい」と話す。米材輸入製品は、厳しい需要環境のなかで弱保合の傾向を示している。国内挽きの供給量が増え、輸入製品の引き合いは減っている。産地価格の上昇などコスト高が続くSPF2×4材は、価格転嫁が課題だ。

国産針葉樹構造用合板は主要メーカーが値上げを打ち出しているものの、住宅需要の不透明感から難航している。弱含み傾向からは脱したが価格は保合。

公正取引委員会および厚生労働省はこのほど、一人親方を含む特定受託事業者を対象とした「フリーランス・事業者間取引適正化等法」(フリーランス保護新法)の關係法令の整備を開始した。5月11日まで実施するパブリックコメントを経て5月中に公布、11月1日に施行する予定。取引の適正化や育児介護等に対する配慮、ハラスメント行為に対する適切な措置、独占禁止法・下請法との関連性などについて、具体的内容をまとめる。フリーランス保護新法(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)は企業などの組織に所属しない、一人親方などのフリーランスを保護するための法律。2023年5月に公布された。同法ではフリーランスの就業環境整備を目的に、①書面などによる取引条件の明示、②報酬支払期日の設定・期日内の支払い、③募集情報の的確な表示、④育児介護と業務の両立に対する配慮、⑤ハラスメント対策に係る体制整備、⑥中途解除の事前予告などを定めている。また、受注者に責任がないにも関わらず、発注時に決めた報酬額を減額すること、不当にやり直しをさせる行為なども禁じている。

2×4工法健闘で木造貸家は好調維持

3月の新設住宅着工

3月の新設住宅着工戸数(国交省発表)は6万4265戸(前年同月比12.8%減)で、10カ月連続の前年同月割れとなった。持ち家、貸家、分譲いずれも減少した。2023年度累計は80万176戸(前年度比7.0%減)で、2年連続の前年度割れ。リーマン・ショック時の09年度の77万5277戸以来の低水準だった。持ち家の年度累計は21万9622戸(同11.5%減)で、過去最低水準とみられる。

24年3月の着工実績は持ち家が1万6637戸(前年同月比4.8%減)となり、28カ月連続で

前年同月を下回った。貸家は2万8204戸(同13.4%減)で2カ月ぶりの前年同月割れ。貸家の2桁の減少幅は、過去1年間の間で最大となった。分譲住宅は、1万9189戸(同16.8%減)で、このうち戸建て分譲が1万113戸(同12.7%減)で、3カ月ぶりに単月1万戸の着工戸数になったが、縮小傾向は続いている。

新設住宅着工床面積も484万8000平方メートル(同12.9%減)と3カ月連続で400万平方メートルにとどまった。床面積の減少幅も2桁減が続く。これらの結果を受けた

季節調整済み年率換算値は76万戸(前月比4.4%減)。

木造に限った場合、木造率は55.4%(前月比0.3%減)でほぼ前月並みだった。在来工法は2万7042戸(前年同月比3.5%減)と苦戦が続くが、2×4工法が7713戸(同0.4%増)と踏ん張っている。2×4工法は、持ち家、貸家で前年同月を上回った。2×4工法の健闘もあって、木造貸家は1万705戸(同10.7%増)と好調が続いている。23年度累計は1万3615戸(同7.4%減)で、3期ぶりに前年度を割り込んだ。

20年度の約81万2000戸を下回る低水準となった。床面積累計は6219万5000平方メートル(前年同月比9.4%減)で大幅に縮小した。

持ち家が累計21万9622戸(同11.5%減)で2年連続の2桁の減少幅になった。持ち家の減少傾向は都市圏を問わず全国に広がっている。貸家は34万395戸(同2.0%減)となり、3期ぶりに前年度を下回った。ただしコロナ禍の時期よりは高い着工数を維持している。戸建て分譲累計も13万3615戸(同7.4%減)で、3期ぶりに前年度を割り込んだ。

一人親方も対象「フリーランス保護法」

11月施行 発注側に義務

公正取引委員会および厚生労働省はこのほど、一人親方を含む特定受託事業者を対象とした「フリーランス・事業者間取引適正化等法」(フリーランス保護新法)の關係法令の整備を開始した。5月11日まで実施するパブリックコメントを経て5月中に公布、11月1日に施行する予定。取引の適正化や育児介護等に対する配慮、ハラスメント行為に対する適切な措置、独占禁止法・下請法との関連性などについて、具体的内容をまとめる。フリーランス保護新法(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律)は企業などの組織に所属しない、一人親方などのフリーランスを保護するための法律。2023年5月に公布された。同法ではフリーランスの就業環境整備を目的に、①書面などによる取引条件の明示、②報酬支払期日の設定・期日内の支払い、③募集情報の的確な表示、④育児介護と業務の両立に対する配慮、⑤ハラスメント対策に係る体制整備、⑥中途解除の事前予告などを定めている。また、受注者に責任がないにも関わらず、発注時に決めた報酬額を減額すること、不当にやり直しをさせる行為なども禁じている。

①「書面などによる取引条件の明示」では、委託する業務の内容、報酬の額、支払期日などの取引条件を書面、または電子メール、SNSなどの電磁的方法で明示することを義務付ける。特に一人親方の場合、工期が差し迫っている段階で知人同士の口約束で契約することも多く、日々の作業に追われて、書類作成などの事務作業を行う余裕のない一人親方もあるため、発注者側から書面などを提示することが求められる。

②「報酬支払期日の設定・期日内の支払い」では、成果物の受領から数えて60日以内を報酬支払期日として設定し、期日内に報酬を支払うことが義務付けられる。

③「ハラスメント対策に係る体制整備」では、発注事業者側にハラスメント防止のための研修を

行うこと、ハラスメントに関する相談担当者を決めること、ハラスメントが発生した場合、迅速に事実関係を把握することなどを求める。⑥「中途解除の事前予告」では、継続的業務委託を中途解除する場合、あるいは更新しない場合には、原則として30日前までに予告することを定めている。ただし、天災などにより業務委託の実施が困難になった、発注事業者よりも上流の発注者からのプロジェクトが中止になった、受注者側に契約不履行や不適切な行為があったなどの場合は、事前予告せずに解除することが認められる。

表示説明	値下げ	横ばい	値上げ
ラワン薄ベニヤ	☹	☁	☀
ラワン構造用12mm	☹	☁	☀
針葉樹12mm3×6	☹	☁	☀

内外産4カ月連続で減少

3月の合板供給

3月の合板供給は内外産で36万1000立方メートルと前月比4・4%減少となり、4カ月連続で減少した。国産合板は同2・0%減、輸入合板は同7・1%減。一方、国産合板は出荷量が同8・5%増加して3カ月ぶりに20万立方メートルに回復し、期末在庫は減少に転じた。

針葉樹構造用合板の生産量は17万4000立方メートル（前月比2・6%減）で、厚さ別では6^ミ厚未満、6^ミ、12^ミ厚未満、12^ミ、24^ミ厚未満、24^ミ以上のいずれも前月から減少。ただし、出荷量は前月から2万立方メートル増（同12・4%増）となり、9000立方メートルほど出荷が生産を上回った。

国産合板商況

新価格、連休明けに浸透か

国産合板は相場観が入り乱れており、値上げ後の新価格の浸透は大型連休明けになると予想される。

東西の合板メーカーが値上げを表明したことを受け、3月半ばには停滞していた市況が一変し、同月末まで流通市場を中心に買い込む動きが加速した。

このため、一部で配送手段の手配ができず、今月に出荷がずれ込んだ合板メーカーもあった。今月は仮需の反動で流通業者からは引き合いの減速も聞かれたが、大手合板メーカーには新価格での注文も入っている。

3月末は駆け込み需要に加え、期末を背景に流通業者の売り込みも発生した。首都圏などでは13000円

このほか、国産塗装型枠用合板は23000立方メートル（同10・3%増）で、23年6月以降で最多となった。

針葉樹構造用合板を取り巻く市況は3月半ばまで、1月から続いた停滞感を引きずっていた。だが、大手の合板メーカー各社が3月中旬以降に4月からの構造用合板の値上げを発表してからは、それまでの値下げ局面で仕入れを絞っていた需要家も買いに動いたほか、流通各社の期末の売り込みも重なるなどして、荷動きが活発となった。

輸入合板は供給量が2カ月連続で減少した。インドネシア産は22年11月以降で最多だった前月か

（問屋着、枚）を割るところも見られた。針葉樹構造用合板（12^ミ厚、3×6判）の新規契約が進むことで、中心値は首都圏で1300円（同）超えの居所になるとみられるが、旧値玉も市場に回り、現在は相場がつかみづらい。

ただ、不要期を過ぎても非住宅向けなどの引き合いも回復が見込まれ、新価格は徐々に浸透する見通しで、大型連休過ぎに移行するとの見方もある。

大型連休は工場の稼働と出荷を休止する合板メーカーが多い。出荷は連休前に進める一方、5月にずれ込むところもありそうだ。

名古屋

針葉樹合板は、主要メーカー各社が値上げを打ち出したことで情勢は変化しつつある。ただ、住宅実需が伸びず先行きの不透明感も強いことから、価格は単純には上昇せず相場は底打ちから手探りの状態だ。川下では手持ち在庫の消化ペースがいまだに遅く、大口需要家であるプレカット工場も稼働率が伸びていないため依然として資材を積極的に仕入れていない。今後は在庫補充の動きがいつ出るかが注目される。

価格は、弱含み傾向から脱したものの、住宅資材の実需が低迷しているため保合傾向にある。構造用3×6判12^ミ厚は横ばい。同24^ミ厚、28^ミ厚も旧価格が主体となっており、値上げへの抵抗感が強い。

ら11・2%減となる一方、マレーシア産は同10・5%増とそれぞれ2桁幅での増減となった。

なお、1〜3月の月平均で見ればインドネシア産は6万立方メートル、マレーシア産は4万8000立方メートル。国内在庫の急増等で入荷が絞られていた前年同期（1〜3月）の月平均はインドネシア産が5万2000立方メートル、マレーシア産が3万8000立方メートルだったため、当時と比べると回復している。

また、国内の港湾倉庫では荷動きが鈍かった1〜2月には在庫増加も聞かれたが、足元の出荷は安定して推移し、関東ほか一部の地方港で倉庫の空きスペースを指摘する声も出ている。

25年4月1日施行が閣議決定

省エネ法基準適合義務化

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」の施行期日を定める政令及び施行に必要な規定整備等を行う政令が4月16日に閣議決定し、同改正法は2025年4月1日から施行することとなった。

省エネ基準への適合を求めない建築の規模については、床面積10平方メートル以上の建築物とする。また、建築物における省エネ基準への適合義務の適用範囲を拡大し、対象に拡大し、高性能を有する太陽光パネルを備えるなど様々な仕様の木造建築物が増えることを踏まえ、建築物の仕様等に準じて求める「柱の太さや壁の構造等」に係る構造関係規定を整備する。

そのほか、都道府県と市町村の建築主事の事務の整理など必要とされる改正を行う。

物流関連法が成立へ

24年問題、荷待ち削減

トラック運転手の不足で物流の停滞が懸念される「2024年問題」の対策を盛り込んだ物流関連法が26日の参院本会議で可決、成立する。大手の荷主企業や物流事業者に、荷待ち時間の削減など運転手の負担軽減に向けた中長期計画の作成を義務付けるのが柱。一部を除き、公布から1年以内に施行する。

4月から始まった運転手の時間外労働への規制強化を踏まえ、物流の効率化を図る。民間の試算では、対策を講じなければ、30年度の輸送能力が19年度比で34・1%不足する。事業者は、荷物の積み

下ろしや待機にかかる時間の短縮といった対策を中長期計画に盛り込む。対策が不十分な場合、国が是正を勧告、命令する。違反が確認されれば、100万円以下の罰金を科す。中小零細事業者は計画作成を努力義務とした。

下請け事業者が適正な運賃を受け取れるよう、運送業務の委託を重ねる「多重下請け」の是正を図る。元請けに対し、下請けの状況が分かる管理簿の作成や契約内容をまとめた書面の交付を義務付ける。

このほか、軽トラックを用いた運送で死亡事故や重傷事故が増えているとして、安全管理者の選任を事業者に義務付ける。

空き家、過去最多900万戸

30年で倍増、割合13.8%

総務省が4月30日発表した2023年10月1日現在の住宅・土地統計調査結果（速報値）によると、全国の空き家数は900万戸だった。前回18年から51万戸増え、過去最多を更新。30年前の1993年（448万戸）から倍増した。総住宅数は、世帯数の増加により261万戸増の6502万戸。このうち空き家が占める割合（空き家率）は13・8%で、いずれも過去最高だった。

同省統計局は、

過去最多となった要因について「単身高齢者世帯の増加に伴い、亡くなった後、空き家になったり施設に移ったりした後、空き家になると考えられる」と説明している。

空き家のうち、賃貸用や売却用、別荘などに該当せず、使用目的のない物件は前回から37万戸増え385万戸。空き家全体に占める割合は42・8%で、03年（32・1%）から拡大が続いている。

空き家率を都道府県別で見ると、和歌山、徳島の21・2%が最も高く、次いで山梨の20・5%だった。山梨は別荘などの「二次的住宅」が多く、「使用目的のない空き家」の割合に限ると、鹿児島（13・6%）、高知（12・9%）、徳島、愛媛（いずれも12・1%）の順。西日本で高い傾向にあった。

同調査は、1948年から5年ごとに実施。16回目となる今回は約340万の住戸・世帯を調べ、全国状況を推計した。人が住める状態の住宅を調査対象としており、倒壊の恐れがある廃屋などは含まれていない。